

店舗名

消防計画

統括防火管理〔 該当・非該当 〕

年 月 日作成

第1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ① 店舗 部分に勤務等し、出入りする全ての者が守らなければならない。

第2 自衛消防隊の編成及び任務等

※ 個人名があると異動等で変更になる度
届出が必要

自衛消防隊長〔② 店長 〕

	火災発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡担当 <u>レジ担当</u>	(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡に当たる。	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ、インターネット等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 <u>品出し担当</u>	(1) 水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。	○ 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒・落下・移動防止等の被害防止措置を実施する。
避難誘導担当 <u>当日責任者</u>	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導に当たる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力を挙げる。	○ 火災発生時の任務と同じ。 (1) 警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置に就く。 (2) 警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
応急救護担当 <u>レジ担当</u>		

第3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表1・別表2に基づき実施する。

検査対象	検査実施時期	検査実施者	その他必要事項
別表1	16時	従業員	
別表2	毎週水曜	〃	

③

第4 従業員等の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かない。
 - (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。
 - (3) 喫煙は、指定された場所で行う。
-

第5 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内には段ボール等の可燃物を放置しない。
 - (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
 - (3) 終業時には、必ず施錠する。
-

第6 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

- (1) 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を策定し整備する。
- (2) 点検結果の記録は防火管理維持台帳に編冊して、整備し、保存する。
- (3) 点検時以外で不備を発見した場合は、予算措置し、改修する。

④

設 備 名	※設置されている設備を記入	点検 時期	
点検実施者			

第7 地震対策

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表1及び別表2で定め実施するとともに、ロッカー等の転倒・落下・移動防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。
- (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (3) 周辺事業所と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。
- (4) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
 - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - イ 火気使用設備器具の直近にいる⑤ 従業員 は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。
 - ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用設備器具等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
- (5) 地震時の活動は、第2の自衛消防隊による活動を原則とする。
 - ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる⑥ 全員 に適切な指示を行う。
 - イ 避難に当たっては、身の安全を確保した後⑦ 駐車場 へ避難させる。
 - ウ 在館者を広域避難場所⑧ (〇〇 公民館, XX小学校) へ誘導するときは、など 順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

⑨

注意事項等

- を在館者に伝達する。

第8 工事における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。

- (2) 防火管理者は、工事に立ち会う。

- (3) 工事人に、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせない。

- (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定する。

第9 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任（解任）の届出
- (2) 消防計画の変更の届出
- (3) 防火対象物の用途を変更するときの「防火対象物使用開始届」
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を消防機関に報告⑩

- (5) 改装工事時の「工事中の消防計画」

- (6) 消火、避難訓練を実施する際の通報

- (7) その他

第10 統括防火管理者への報告

(11)

第11 防火管理業務の一部委託^⑫（有・無）

防火管理に関する業務の一部を別表3のとおり委託する。

第12 防災教育

- (1) 従業員・新入社員等に別紙1・2の「防災の手引き」を配付し、教育を行う。

対象者	実施者	実施時期	内 容 等
従業員等	防火管理者	<u>4</u> 月・ <u>10</u> 月	「防災の手引き」を使用して、防災教育を行う。
新入社員 パート	防火管理者 教育担当者等	採用時 必要の都度	「防災の手引き」を使用して、防災教育を行う。

- (2) その他

^⑬

第13 訓 練

訓練種別	訓 練 内 容	実 施 時 期
総 合 訓 練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 ^⑭	<u>4</u> 月
部 分 訓 練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	<u>10</u> 月

その他

第14 その他防火管理上必要な事項

⑮

第15 避難経路図

⑯ 避難経路図

※店舗から 3P ⑧で記入した広域避難場所までの経路を
地図にて明記すること

別表 1

自主検査表（日常） _____月

検査実施者 _____

日	曜日	検 査 項 目							
		避難経路 の確認	火気使用 器具の状況 確認						
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

（備考）検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

防火管理者 確 認	
--------------	--

別表 2

自主検査表（定期）

実 施 項 目		確 認 箇 所	確認結果	
建 物 構 造	(1) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	(2) 天 井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。		
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体の外れのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。		
	(4) 外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。		
避 難 施 設	(1) 避難通路	① 避難通路の幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる物品等を置いていないか。		
	(2) 階 段	階段室に物品が置かれていないか。		
	(3) 避難階の避難口	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。		
火 気 使 用 設 備 器 具				
電 気 設 備				
そ の 他				
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
_____	年 月 日	_____	年 月 日	
_____	年 月 日	_____	年 月 日	

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

【消防計画について】

_____の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

【消火器について】

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

【火気使用設備器具について】

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気使用設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

【喫煙について】

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

【危険物の取扱いについて】

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

【避難施設の維持管理について】

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

【放火防止対策について】

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

【火災時の対応】

- 1 通報連絡
119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。
防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

【地震時の対応】

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。

【その他】

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者（ ）
- 2 初期消火担当者（ ）
- 3 避難誘導担当者（ ）
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ ）
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ ）

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気使用設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ペンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所を持って行きましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。
防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

〔消防計画について〕

_____の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気使用設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。
防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者（ ）
- 2 初期消火担当者（ ）
- 3 避難誘導担当者（ ）
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ ）
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ ）

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気使用設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。
防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

小規模用消防計画作成チェック項目

統括防火管理〔該当・非該当〕

作 成 す る 内 容		作成チェック
第 1	目的と適用範囲	
第 2	自衛消防隊の編成及び任務等	
第 3	火災予防上の自主検査	
第 4	従業員等の守るべき事項	
第 5	放火防止対策	
第 6	防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検	
第 7	地震対策	
第 8	工事における安全対策	
第 9	消防機関への連絡、報告	
第10	統括防火管理者への報告	
第11	★防火管理業務の一部委託	
第12	防災教育	
第13	訓 練	
第14	その他防火管理上必要な事項	
第15	避難経路図	

別表 1	自主検査表（日常）	
別表 2	自主検査表（定期）	
別表 3	防火管理業務の一部委託状況表〔 該当する場合 〕	
別紙 1	防火・防災の手引き（新入社員用）	
別紙 2	防火・防災の手引き（従業員用）	

- （備考） 1 作成チェックは、消防計画の作成者が、自己の事業所の消防計画の作成にあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「レ」印でチェックしてください。
- 2 〔該当・非該当〕の欄は、どちらかを○で囲んでください。
- 3 ★印は、該当する場合に作成する内容です。
- 4 強化地域又は推進地域においては警戒宣言等が発せられた時の対策を、その他の地域においては地域の実情に応じて必要な対策について、チェック項目を追加します。